

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤田正純

## 徳島県条例第二十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

**第一条** 徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の三十三の五の項を次のように改める。

三十三の五 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三  
条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（三十三の七の項において「計画」とい  
う。）の認定の申請に対する審査

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一  
項第一号に掲げる基準について登録住宅性能評価機関  
又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法  
律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項に  
規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（三  
十三の十三の項において「登録建築物エネルギー消費  
性能判定機関」という。）がその適合を証する書類（三  
十三の七の項において「適合証」という。）の添付が  
ある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定め  
る金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合に  
あつては、イにより算定した額とロにより算定した額  
との合計額）

イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定

める省令（平成二十八年<sup>経済産業省</sup>国土交通省<sup>国土交通省</sup>令第一号。以下

この項において「基準省令」という。）第一条第二項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）

(1) 一戸建ての住宅（同一の棟に非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下同じ。）を含むものを除く。以下同じ。） 五千円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅 申請に係る住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万二千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは四万八千円、五千平方メートルを超えるときは八万五千円

ロ 非住宅部分 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは一万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは八万五千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十三万四千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十六万九千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十一万四千円、五万平方メートルを超えるときは二十四万五千円

---

に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する  
場合にあつては、イにより算定した額とロにより算定  
した額との合計額）

イ 住宅部分

(1) 一戸建ての住宅

- (イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号ロの基準（以下この項において「誘導仕様基準」という。）による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合を除く。） 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは一万八千円、二百平方メートルを超えるときは二万円
- (ロ) 誘導仕様基準による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合に限る。） 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは二万七千円、二百平方メートルを超えるときは三万円

- (ハ) その他の場合 申請に係る住宅部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは三万六千円、二百平方メートルを超えるときは四万円
- (2) 一戸建ての住宅以外の住宅

- (イ) 誘導仕様基準による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合を除く。） 申請に係る住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは三万五千円、三百平方メートルを超
-

---

え二千平方メートル以下のときは六万円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十万九千円、五千平方メートルを超えるときは十六万四千円

(ロ) 誘導仕様基準による場合（誘導仕様基準以外の基準を併用する場合に限る。）申請に係る住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは五万四千円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは九万円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十五万七千円、五千平方メートルを超えるときは二十三万円

(ハ) その他の場合 申請に係る住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは七万三千円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十二万円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十万七千円、五千平方メートルを超えるときは二十九万六千円

ロ 非住宅部分

(1) 申請に係る建築物の用途が基準省令第一条第一項第一号ロに定める基準において工場モデルが適用される用途のみである場合

(イ) 基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準による場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは二万

---

---

円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは二万八千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三万九千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十五万円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十八万七千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十三万三千円、五万平方メートルを超えるときは二十六万円

(ロ) その他の場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは二万四千円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万二千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万五千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは十万七千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十五万九千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは十九万六千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万二千円、五万平方メートルを超えるとときは二十六万六千円

(2) その他の場合

(イ) 基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める

---

---

基準による場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは九万二千円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十一万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十五万四千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは二十四万九千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二万五千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは三十九万円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十五万八千円、五万平方メートルを超えるときは五十一万二千円

(ロ) その他の場合 申請に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは二十四万円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三十万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十八万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは五十五万三千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六十八万二千円、一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のときは八十万六千円、二万五千平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは九十一万九千円、五万平方メートルを超えるときは百一万円

---

別表第一の三十三の七の項から三十三の九の項までを次のように改める。

三十三の七 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査

三十三の八 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項から三十三の十二の項までにおいて「計画」という。）の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 五千円

2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場合（1に掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 一戸建ての住宅 五千円

ロ その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄

1（イ(1)を除く。以下この項において同じ。）に規定する床面積の合計とみなして同1により算定した額

3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の五の項下欄2に規定する床面積の合計とみなして同2により算定した額次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあつては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額）

イ 住宅部分 三十三の五の項下欄2イ中「第二条第一号ロの基準」とあるのは「第二条第一号イ又はロの基準」と、「誘導仕様基準」とあるのは「誘導仕様基準等」と読み替えて同2イにより算定した額

三十三の九 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項の規定に基づき変更後の計画の提出に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定

ロ 非住宅部分 三十三の五の項下欄２ロ中「第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準」とあるのは「第一条第一項第一号ロに定める基準」と読み替えて同２ロにより算定した額

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額)

イ 住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)を三十三の五の項下欄２イに規定する床面積の合計とみなして、同イ中「第二条第一号ロの基準」とあるのは「第二条第一号イ又はロの基準」と、「誘導仕様基準」とあるのは「誘導仕様基準等」と読み替えて同２イにより算定した額

ロ 非住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)を三十三の五の項下欄２ロに規定する床面積の合計とみなして、同ロ中「第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準」とあるのは「第一条第一項第一号ロに定める基準」と読み替えて同２ロにより算定した額

別表第一の三十三の十の項中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、「機関」の下に「の長」を加え、同表の三十三の十二の項中「(平成二十八年国土交通省令第五号)第十一条」を「第十三条」を「第十二条第三項」に改め、「機関」の下に「の長」を加え、同表の三十三の十三の項を次のように改める。

三十三の十三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一項の規定

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(三十三の十五の項において「計画」という。)の認定の申請に対する審査

別表第一の三十三の十四の項中「第三十五条第二項(同法第三十六条第二項)を「第三十条第二項(同法第三十一条第二項)に改め、同表の三十三の十五の項を次のように改める。

三十三の十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査

第三十条第一項第一号に掲げる基準について登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその適合を証する書類(三十三の十五の項において「適合証」という。)の添付がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、イにより算定した額とロにより算定した額との合計額)

イ 住宅部分 三十三の五の項下欄1イにより算定した額

ロ 非住宅部分 三十三の五の項下欄1ロにより算定した額

2 その他の場合 三十三の五の項下欄2により算定した額

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 五千円

2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場合(1に掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 一戸建ての住宅 五千円

ロ その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、(1)により算定した額と(2)によ

り算定した額との合計額)

(1) 住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)を三十三の五の項下欄1イ(1)を除く。以下この項において同じ。)に規定する床面積の合計とみなして同1イにより算定した額

(2) 非住宅部分 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)を三十三の五の項下欄1ロに規定する床面積の合計とみなして同1ロにより算定した額

3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)を三十三の五の項下欄2に規定する床面積の合計とみなして同2により算定した額

別表第一の三十三の十六の項を削り、同表の三十三の十七の項中「三十三の十八の項」を「三十三の十七の項」に、「三十三の十九の項」を「三十三の十八の項」に、「第三十六条第一項」を「第九十一条」に、「指定登録機関」を「マンション管理適正化推進センター」に改め、同項を同表の三十三の十六の項とし、同表中三十三の十八の項を三十三の十七の項とし、三十三の十九の項を三十三の十八の項とし、同表の三十九の項を次のように改める。

三十九 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十一条(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(次に掲げる区分のうち二以上の区分に該当する場合にあつては、該当する区分ごとに算定した額の合計額)

イ 建築物を建築する場合(ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。)であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは五千円、

---

三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは九千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千元、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万四千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万八千元、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当するもの（同項第二号又は第三号に該当するもの及び同法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるものを除く。以下「仕様基準適用要確認特定建築行為」という。）を行う場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算する。

(1) 一戸建ての住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは七千円、二百平方メートルを超えるときは八千円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万七千円、三百平方メートル

---

ルを超え二千平方メートル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは四万四千円、五千平方メートルを超えるときは六万千円

- ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額。ただし、イただし書による加算は、建築物エネルギー消費性能基準に係る変更（建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の二第一項に定める軽微な変更を除く。）を伴う場合にのみ適用する。
- ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額
- ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

別表第一の四十八の二の項を次のように改める。

四十八の二 建築基準法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む）

三十九の項下欄イ中「建築物のエネルギー消費性能の向

む。)の規定に基づく国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

別表第一の四十八の四の項及び四十八の五の項を次のように改める。

四十八の四 建築基準法第八十七条の四において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による建築設備の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

四十八の五 建築基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による工作物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

別表第一の四十八の七の項中「一万三千円（小荷物専用昇降機については、八千円）」を「四十四の項下欄に規定する金額」に改め、同表の四十八の八の項中「九千円」を「四十五の項下欄に規定する金額」に改め、同表の九十の項の次に次のように加える。

九十の二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事（地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域（農林水産大臣の所管に属するものに限る。）をいう。以下同じ。）又は地域森林計画対象民有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林（面積が一万平方メートルを超えるものに限る。）をいう。以下同じ。）においてされるものを除く。九十の三の項及び九十の四の項において同じ。）の許可の申請に対する審査

上等に関する法律第十一条第一項」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第二項」と、「要確認特定建築行為」とあるのは「要通知特定建築行為」と、同欄口及び二中「確認」とあるのは「確認済証の交付」と読み替えて、同欄により算定した額

四十一の項下欄に規定する金額。ただし、同欄2中「確認」とあるのは、「確認済証の交付」と読み替えるものとする。

四十二の項下欄に規定する金額。ただし、同欄2中「確認」とあるのは、「確認済証の交付」と読み替えるものとする。

盛土又は切土（以下「盛土等」という。）をする土地の面積が五百平方メートル以内のときは一万五千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以内のときは二万六千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは三万七千円、二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のときは五万六千円、三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは七万円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは九万四千円、一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のときは十

九十の三 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

九十の四 宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は同法第三十七条第一項の規定に基づく特定盛土等に関する工事に係る中間検査

九十の五 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づ

四万円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは二十三万円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは三十六万円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは五十二万円、十平方メートルを超えるときは六十八万円

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十八万円を超えるときは、その手数料の額は、六十八万円とする。

イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、盛土等をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土等をする土地の面積、盛土等をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土等をする土地の面積）に応じ九十の二の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の盛土等をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土等をする土地の面積に応じ九十の二の項に規定する額

ハ その他の変更については、一万円

盛土等をする土地の面積が二万平方メートル以内のときは五万円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは一万円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは二万円、七万平方メートルを超え十平方メートル以内のときは三万五千元、十平方メートルを超えるときは五万円

土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートル以内の

く土石の堆積に関する工事（地すべり防止区域又は地域森林計画対象民有林においてされるものを除く。九十の六の項において同じ。）の許可の申請に対する審査

九十の六 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査

ときは一万千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以内のときは一万三千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以内のときは一万六千円、二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のときは一万九千円、三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のときは二万八千円、五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のときは三万千円、一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のときは三万八千円、二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のときは五万二千円、四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のときは七万二千円、七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のときは十万八千円、十万平方メートルを超えるときは十三万円

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万円を超えるときは、その手数料の額は、十三万円とする。

イ 土石の堆積に関する工事の計画の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ九十の五の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ九十の五の項に規定す

る額

ハ その他の変更については、一万円

別表第一の九十一の項中「三万三千元」の下に「(当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円)」を加え、同表の九十二の項中「三万三千元」の下に「(当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円)」を加え、同表の百の項中「又は」を「、」に、「の規定」を「又は宅地造成及び特定盛土等規制法の規定」に改め、「関する証明書の交付の申請に対する審査」の下に「(同法の規定によるものにあつては、地すべり防止区域及び地域森林計画対象民有林においてされる工事に係るものを除く。)」を加え、同表の備考第五号中「第三十四条第三項各号」を「第二十九条第三項各号」に改める。

**第二条** 徳島県土整備関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の五の項中「用途」の下に「(四十三の項及び四十六の項において「工場モデル用途」という。)」を加え、同表の三十九の項を次のように改める。

三十九 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(次に掲げる区分のうち二以上の区分に該当する場合にあつては、該当する区分ごとに算定した額の合計額)

- イ 建築物を建築する場合(口に掲げる場合及び移転する場合を除く。)であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは七千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは一万二千元、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは二万千円、二百平方メートルを超え三百平方メートル以下のときは三万千円、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは六万六千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十一万九千元、二千平方メートルを超え一万平方メートル

---

ル以下のときは二十二万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは三十三万三千円、五万平方メートルを超えるときは五十八万円。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定める金額を加算する。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号に該当するもの（同項第二号又は第三号に該当するもの及び同法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるものを除く。以下「仕様基準適用要確認特定建築行為」という。）を行う場合

(イ) 一戸建ての住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは七千円、二百平方メートルを超えるときは八千円

(ロ) 一戸建ての住宅以外の住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万七千円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは四万四千円、五千平方メートルを超えるときは六万千円

(2) 建築基準法第六条の三第一項ただし書の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に

---

適合するかどうかの審査（以下この項において「特定構造計算基準等審査」という。）を行う場合であつて、特定構造計算基準等審査に係る部分の床面積の合計が千平方メートル以下のときは十三万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十八万三千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは二十万八千円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十七万七千円、五万平方メートルを超えは五十万八千円（同一敷地内に二以上の特定構造計算基準等審査に係る建築物（同法第二十条第二項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあっては、当該建築物の部分。以下この項において同じ。）がある場合は、それぞれの建築物につき算定した額の合計額）

ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額。ただし、イただし書(1)による加算は建築物エネルギー消費性能基準に係る変更（建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の二第一項に定める軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）を除く。）を伴う場合にのみ適用し、イただし書(2)による加算は特定構造計算基準等審査に係る変

更（軽微な変更を除く。）を伴う場合にのみ適用する。

ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

別表第一の四十一の項中「九千円」を「一万四千円」に、「四千円」を「七千円」に、「五千円」を「八千円」に、「三千円」を「五千円」に改め、同表の四十二の項中「八千円」を「一万千円」に、「四千円」を「六千円」に改め、同表の四十三の項中「一万円」を「一万四千円」に、「一万二千円」を「一万八千円」に、「二万六千円」を「二万九千円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万二千円」を「三万七千円」に、「三万六千円」を「四万六千円」に、「五万円」を「六万円」に、「十二万円」を「十一万九千円」に、「十九万円」を「二十万三千円」に、「三十八万円」を「四十三万六千円」。

ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為が完了した場合（当該要確認特定建築行為に係る全ての建築物の用途が住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第六条第七項に規定する検査報告書又はその写しを添付するものに限る。以下この項及び四十六の項において同じ。）又は工場モデル用途である場合を除く。）は、当該要確認特定建築行為に係る部分の床面積（住宅及び工場モデル用途の部分の床面積を除く。）が三十平方メートル以下のときは三千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは四千元、百平方メートルを超え三百平方メートル以下のときは六千元、三百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは一万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは一万七千元、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは六万八千元、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは十一万五千元、五万平方メートルを超えるときは二十四万八千円を加算する。」に、「場合には」を「場合は」に改め、同表の四十四の項中「一万三千円」を「一万七千円」に、「八千円」を「一万千円」に改め、同表の四十五の項中「九千円」を「一万二千円」に改め、同表の四十六の項中「九千円」を「一万四千円」に、「一万千円」を「一万七千円」に、「二万七千円」を「二万八千円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万千円」を「三万五千円」に、「三万五千円」を「四万三千円」に、「四万七千円」を「五万七千円」に、「十八万円」を「十九万四千円」に、「三十七万円」を「四十

二万六千円。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為が完了した場合（当該要確認特定建築行為に係る全ての建築物の用途が住宅又は工場モデル用途である場合を除く。）は、四十三の項下欄1ただし書により算定した額を加算する。」に改め、同表の四十七の項中「九千円」を「一万四千円」に、「二万千円」を「二万円」に、「一万五千円」を「三万円」に、「五百平方メートル」を「三百平方メートル」に、「二万円」を「三万二千円」に、「三万三千円」を「三万七千円」に、「四万五千円」を「四万六千円」に、「十万円」を「九万四千円」に、「十六万円」を「十四万七千円」に、「三十三万円」を「三十三万三千円」に改め、同表の四十八の二の項中「三十九の項下欄イ」を「三十九の項下欄イ(1)」に、「同欄ロ」を「同イ(2)中「第六条の三第一項ただし書」とあるのは「第十八条第五項ただし書」と、同欄ロ」に改め、同表の四十八の六の項中「四十三の項下欄」を「四十三の項下欄1中「第十一条第一項」とあるのは「第十二条第二項」と、「要確認特定建築行為」とあるのは「要通知特定建築行為」と読み替えて、同欄」に改め、同表の四十八の九の項中「四十六の項下欄」の下に「中「第十一条第一項」とあるのは「第十二条第二項」と、「要確認特定建築行為」とあるのは「要通知特定建築行為」と読み替えて、同欄」を加え、同表の八十一の項中「一万七千円」を「二万四千円」に改め、同表の八十二の項中「一万二千円」を「二万四千円」に改め、同項の次に次のように加える。

八十二の二 建築士法第二十三条の五第一項の規定に基づく変更の届出に伴う登録

三千百円

別表第一の備考第三号中（平成十二年建設省令第二十号）を削る。

別表第二の三の項中「及び八十二の項」を「から八十二の二の項まで」に改める。

## 附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の九十の項の次に次のように加える改正規定及び同表の百の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定は同年七月一日から施行する。

2 第一条の規定（徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の九十の項の次に次のように加える改正規定及び同表の百の項の改正規定を除く。）による改正後の徳島県県土整備関係手数料条例（以下「第一条改正後条例」という。）別表第一の規定はこの条例の施行の日以後にされる同表に規定する申請、通知等に係る審査、検査等に、第二条の規定による改正後の徳島県県土整備関係手数料条例（以下「第二条改正後条例」という。）別表第一の規定は同条の規定の施行の日以後にされる同表に規定する申請、通知等に係る審査、検査等について適用する。

3 令和七年三月三十一日までに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第四項、第六条の二第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証の交付を受け、同年四月一日以後にその工事に着手する建築物の建築であつて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する要確認特定建築行為又は同法第十二条第二項に規定する要通知特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当するもの（同項第二号又は第三号に該当するもの及び同法第十一条

第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるものを除く。以下「仕様基準適用要確認特定建築行為等」という。）を行う場合にあつては、同日以後に最初に行う第一条改正後条例別表第一の三十九の項、四十三の項、四十六の項、四十八の二の項、四十八の六の項若しくは四十八の九の項に規定する事務に係る手数料又は第二条改正後条例別表第一の三十九の項、四十三の項、四十六の項、四十八の二の項、四十八の六の項若しくは四十八の九の項に規定する事務に係る手数料について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

一 一戸建ての住宅（同一の棟に非住宅部分（住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年<sup>経済産業省  
国土交通省</sup>令第一号）第一条第二項に規定する住宅部分をいう。）以外の建築物の部分を含むものを除く。以下同じ。）を含むものを超えるときは八千円  
合計が二百平方メートル以下のときは七千円、二百平方メートルを超えるときは八千円

二 一戸建ての住宅以外の住宅 仕様基準適用要確認特定建築行為等に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以下のときは一万七千円、三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二万八千円、二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のときは四万四千円、五千平方メートルを超えるときは六万千円